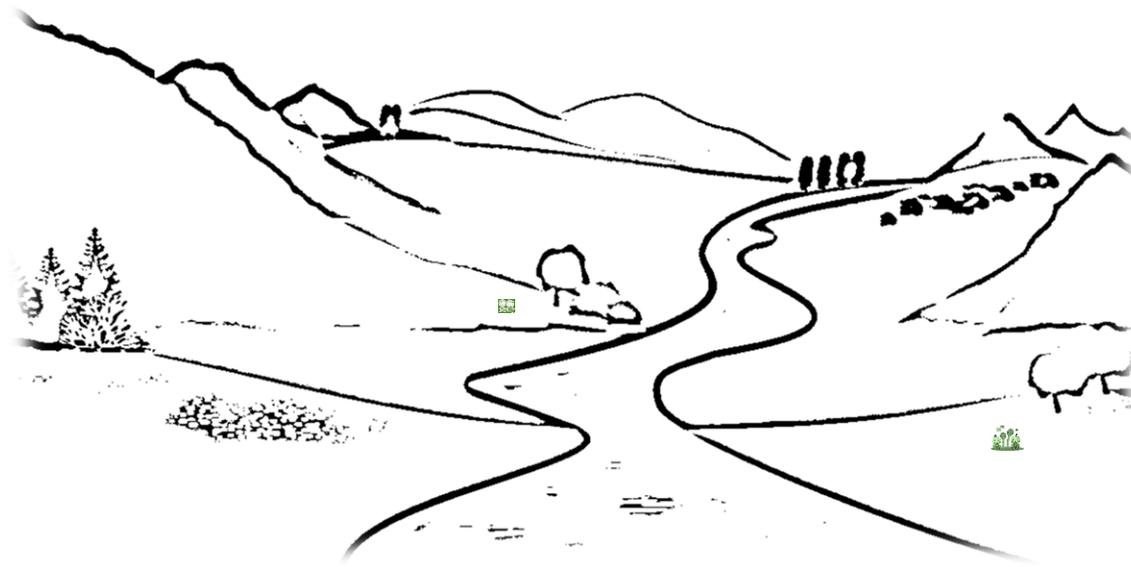


# 添田町中期財政見通し

【令和3年度～令和5年度】



令和2年12月

福岡県添田町

---

## 添田町中期財政見通し

---

【策定期間：令和3年度～令和5年度（3カ年）】

1. 策定にあたって	3
2. 作成の目的	4
3. 基本事項	4
4. 策定基準	5
5. 今後の見通し	
(1) 歳入見通し	7
(2) 歳出見通し	8
(3) 令和3年度以降に事業計画のある普通建設事業等の抜粋	9
(4) 地方債残高の推移見込	10
(5) 財政調整基金残高の推移見込	11
6. 現状・将来に向けての課題	12
7. 円滑な財政運営、健全な財政状況の維持に向けて	13

## 1 作成にあたって

本町の財政状況は、国の基準に基づく財政の健全化に関する指標では、健全な数値を保っています。

しかし、単年度決算を見ると、町税を中心とした自主財源が歳入総額の3割に満たず、歳出では減少傾向の公債費に対し、人件費、扶助費が増加傾向にあるため、歳出総額に対し義務的経費が多く割合を占める構造となっています。経常収支比率は依然 99%台と高い数値で推移しており、経常的な収入だけでは臨時的、政策的事業に対応出来ていない状況です。

さらに、現在進行している公営住宅建替事業に加え学校環境整備事業が控えるなど将来への投資となる大型事業が予定されており、これら事業に関しては世代間負担平準化の観点から財源として地方債を借入することが見込まれます。これに伴い、近年中には地方債現在高の増加が見込まれ、併せて減少傾向にある公債費の増加が予測されます。

公債費増額による経常経費増加に加え、国の政策や人口減少により年々減少する地方交付税をはじめとした歳入一般財源の減少により今後の財政運営が懸念されますが、第6次総合計画を基に、農林業および観光振興、子育て支援や高齢者対策等の福祉事業など政策課題に柔軟に対応しなければなりません。

住民ニーズに副った政策が求められる中、限られた財源のもと「ビルド&スクラップ ※1」の方針を基に事業間の優先順位を決め、将来予測を見据えた財政運営を計画的に行うため、その基礎となる中期財政見通しを作成しました。

---

※1 ビルド&スクラップ … 新しい事業を行うために、その事業よりも優先順位が低い事業について見直しを行うこと

## 2 作成の目的

- (1) 中期的な財政収支の見通しを立て、これを基に現在及び将来における財政課題を把握し、財政運営の健全性を確保するための対応策を検討します。
- (2) 中期的な視点から、総合計画等で定める施策や事業実施における選択の判断材料とするとともに、これらの後年度負担等をチェックする機会とします。
- (3) 町財政に関する情報の提供を通じて、行財政運営への理解を深め、その改善を日常的に進めるための契機とします。

## 3 基本事項

- (1) 策定期間            令和3年度から令和5年度までの3カ年
- (2) 対象会計            添田町一般会計
- (3) 見通しの変更        令和2年度当初予算額を基準として策定を行いますが、本町の財政規模や構造から、社会経済情勢や国の制度改革が町財政に及ぼす影響は大変大きいと見込まれるため、毎年度歳入見通しや事業計画の追加・廃止等の変更に伴う歳出見通しについて、ローリングを行い予算編成に反映させるものとします。
- (4) 事業財源の考え方    投資的経費並びに臨時的経費については、出来得る限り補助金等特定財源を充当するものとし、町負担のうち将来への投資となる大型事業に関しては地方債を活用し世代間の公平を図り、一般財源の所要を極力抑制するものとします。

#### 4 作成基準

##### (歳入)

町税	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度以後税収は微増傾向で推移してきたが、令和 3 年度以降は過去の増加率にコロナ禍の影響による減少率を加味し推計するものとします。</li> </ul>
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通交付税について、令和 2 年度確定値を基準とし国勢調査による減額見込（△ 4 %）と公債費分の増額を見込みその後は過去の決算増減率を基に推計します。令和 3 年度のコロナ禍に伴う減額は制度による財源補填を見越し見込みません。</li> <li>特別交付税について、災害経費により増減が大きいため、比較的災害関係の影響が少なかった令和元年度決算額を基準に過去の増減率で推移するものとします。</li> </ul>
地方譲与税	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度の制度変更および国の予算案を参考に令和 3 年度を推計し、そのまま推移するものとします。</li> </ul>
分担金、負担金	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元～2 年度制度変更後、変動要素が少ないため令和 2 年度予算額のまま推移するものとします。</li> </ul>
使用料、手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅使用料が大半を占めることから作成時点においてはコロナ禍の影響が少ないと考え、過去 3 カ年決算の増減率を基に各年度を推計します。</li> </ul>
国県補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通建設事業に対する補助金について、計画期間中に実施予定の大型事業を対象に令和 2 年度時点の補助率を参考に推計します。</li> <li>その他経常事業に対する補助金については計画変動を加味し令和 2 年度当初予算を参考に推計します。</li> </ul>
地方債	<ul style="list-style-type: none"> <li>単年度 3,000 万円もしくは複数年で 1 億円以上の普通建設事業（以下、計画期間内大型事業）を対象に将来への投資となる大型事業に関しては地方債を活用することとします。</li> <li>令和 3 年度以降の過疎対策事業債について、作成時点で制度未確定ですが他の地方債への振替も可能であるため対象事業に対する借入を見込みます。またソフト事業に対する借入は、令和 2 年度当初予算を参考に経常的な経費に対する借入額を推計します。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸収入等その他の歳入に関しては令和 2 年度当初予算と直近増減率を基に算出します。</li> </ul>

(歳出)

人件費	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年度当初予算を基準としますが、各年度の状況により増減があるため、過去の決算における増減率を基に推計します。</li><li>・会計年度職員の人件費については、令和2年度予算を参考に推計します。</li></ul>
扶助費	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年度当初予算額を基準としますが、各年度の状況により増減があるため、ここでは過去の決算における増減率を基に推計します。</li></ul>
公債費	<ul style="list-style-type: none"><li>・現在地方債借入済みで確定している償還額に加え、令和2年度以降に想定される大型事業の借入見込分に対する償還額を基に推計するものとします。</li></ul>
投資的経費 (普通建設費)	<ul style="list-style-type: none"><li>・臨時的事業として計画期間内大型事業を見込みます。</li><li>・その他経常的経費については令和2年度当初予算を参考に推計します。</li><li>・災害復旧事業費については見込に反映しません。</li></ul>
物件費	<ul style="list-style-type: none"><li>・経常的費用は増減が少ないものの、臨時的費用については増減があるため過去の決算における増減率の平均値を参考に推計します。</li></ul>
維持補修費	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設の老朽化により今後増加傾向が予測されるため、前年比0.5%の増とします。</li></ul>
補助費	<ul style="list-style-type: none"><li>・経常経費は令和2年度当初予算をベースに推移するものとします。一部事務組合等負担金は施設建設費に係る元利償還額を推計し算入します。新規の補助費は原則無いものとします。</li></ul>
繰出金	<ul style="list-style-type: none"><li>・コロナ禍における医療費への影響が作成時点では計り切れないため、令和元年度決算額を基準とし、それ以降は過去の決算における増減率の平均(-2.0%)を参考に推計します。</li></ul>

## 5 今後の見通し

・「4 策定基準」を基に歳入、歳出の見通しを作成しました。

### 5- (1) 歳入見通し (歳入推計)

■自主財源 ■依存財源 (単位: 千円 %)

区分	基準 (令和2年度)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	予算額 (カッコ内R元決算)	予算額	増減率	推計予算額	増減率	推計予算額	増減率
地方税 (町税)	681,724	667,641	△2.0	666,973	△0.1	666,306	△0.1
地方譲与税	86,025 (70,966)	70,611	△0.5	70,611	0	70,611	0
各種交付金	159,400	159,400	0	159,400	0	159,400	0
地方交付税	2,894,500 (3,116,288)	2,998,251	△3.8	2,928,551	△2.3	2,860,991	△2.3
普通交付税	(2,535,823)	2,447,390	△3.5	2,405,784	△1.7	2,364,885	△1.7
特別交付税	(580,465)	550,861	△5.1	522,767	△5.1	496,106	△5.1
分担金及び負担金	25,116	25,116	0	25,116	0	25,116	0
使用料及び手数料	158,908 (171,131)	171,131	0	171,131	0	171,131	0
国庫支出金	911,350 (747,510)	770,802	3.1	665,525	△13.7	735,174	10.4
県支出金	543,697	506,000	△6.9	501,000	△0.9	501,000	0
繰入金	299,134 (26,407)	294,254	-	334,480	14.1	668,380	104.3
町債	652,598	519,900	△49.7	689,900	32.7	2,971,900	430.8
その他収入	226,842	226,842	0	226,842	0	226,842	0
<b>合 計</b>	<b>6,637,836</b>	<b>6,409,948</b>	<b>△3.4</b>	<b>6,439,529</b>	<b>4.6</b>	<b>9,056,851</b>	<b>40.6</b>

※町税、地方譲与税、交付税、分担金、使用料については令和元年度決算、その他については令和2年度予算を算定基礎数値としているため、繰入金、合計欄は「-」とする。

※基本的には予算ベースで作成しているが、特別交付税などについては決算ベースにて推計している。会計年度独立の原則に従い予算における収支差額を繰入金にて補う型で作成を行っているが、決算における剰余金が発生するため、上記繰入金≠財政調整基金取り崩し額となる。

5－(2) 歳出見通し(歳出推計)

(単位：千円 ٪)

区 分	令和2年度(基準年度)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	予算額(カッコ内R元決算)	予算額	増減率	推計予算額	増減率	推計予算額	増減率
義務的経費	2,987,855	2,997,549	0.3	2,998,590	0.1	3,038,151	1.3
人件費	1,232,861	1,245,190	1.0	1,257,642	1.0	1,270,218	1.0
扶助費	1,079,126	1,082,363	0.3	1,085,610	0.3	1,088,866	0.3
公債費	675,868	669,996	△0.9	655,338	△2.2	679,067	3.6
投資的経費	1,228,921	1,094,332	△11.0	1,146,208	4.7	3,743,988	326.6
うち普通建設事業費	1,005,461	1,094,332	8.8	1,146,208	4.7	3,743,988	326.6
その他経費	2,421,060	2,318,067	△4.3	2,294,731	△0.1	2,274,712	△0.9
物件費	1,075,721	1,054,207	△2.0	1,033,122	△2.0	1,012,460	△2.0
維持補修費	101,114	101,620	0.5	102,128	0.5	102,639	0.5
補助費等	583,229	585,331	0.3	587,929	0.4	593,817	1.0
繰出金	619,694(535,607)	535,607	0	530,250	△0.1	524,494	△0.1
その他支出	41,302	41,302	0	41,302	0	41,302	0
合 計	6,637,836	6,409,948	△3.4	6,439,529	4.6	9,056,851	40.6

※普通建設費のうち大型事業については「5－(3) R3年度以降に事業計画のある普通建設事業等の抜粋」を基に作成しているが、一部普通建設事業については実施設計前の概算金額で計上しているため、今後事業を進めていくうえで大きく金額が変動する可能性がある。

5- (3) 令和3年度以降に事業計画のある普通建設事業等の抜粋

(対象事業)

1 令和3年度～5年度の間単年度の事業費見込が30,000千円を超える計画がある事業

2 令和3年度～7年度の間事業費見込総額が50,000千円を超える計画がある事業

	事業年度	事業名	(単位：千円)															
			うち、令和3～令和5年度 ④ = ① + ② + ③															
			令和3年度 ①				令和4年度 ②				令和5年度 ③							
			特定財源		町負担		特定財源		町負担		特定財源		町負担		特定財源	町負担		
国県補助等	起債	一般財源	国県補助等	起債	一般財源	国県補助等	起債	一般財源	国県補助等	起債	一般財源	国県補助等	起債	一般財源				
①	令和3年度	防災行政無線告知端末設備更新事業	60,500	0	60,000	500	0	0	0	0	0	0	0	0	60,500	0	60,000	500
②	平成28年度～令和5年度	中島家住宅保存改修事業	102,935	71,907	30,000	1,028	0	0	0	0	0	0	0	102,935	71,907	30,000	1,028	
③	平成27年度～令和5年度	道路改良事業(雷・大坪線)	10,000	0	10,000	0	30,000	0	30,000	0	20,000	0	20,000	0	60,000	0	60,000	0
④	平成26年度～令和7年度	道路改良事業(新城・赤村線)	30,000	17,400	12,000	600	50,000	29,000	21,000	0	50,000	29,000	21,000	0	130,000	75,400	54,000	600
⑤	令和元年度～令和4年度	道路改良事業(猿喰・扇鶴線)	30,000	17,400	12,000	600	20,000	11,600	8,000	400	0	0	0	0	50,000	29,000	20,000	1,000
⑥	平成26年度～令和8年度	町道橋梁改良事業	39,765	17,400	22,000	365	44,385	28,317	16,000	68	30,987	19,769	11,000	218	115,137	65,486	49,000	651
⑦	令和3年度～令和6年度	学校施設環境整備事業 (小中学校校舎更新事業)	86,240	0	0	86,240	241,969	0	207,000	34,969	2,620,320	0	2,344,000	276,320	2,948,529	0	2,551,000	397,529
⑧	令和元年度～令和5年度	スロープカー設備更新事業	0	0	0	0	94,000	0	94,000	0	202,125	0	202,000	125	296,125	0	296,000	125
⑨	令和3年度～令和4年度	ホテルと設備等改修事業	20,000	0	20,000	0	50,000	0	50,000	0	0	0	0	0	70,000	0	70,000	0
⑩	平成28年度～令和8年度	朝日ヶ丘団地建替事業	354,176	159,243	190,000	4,933	237,184	106,732	130,000	452	450,340	202,005	240,000	8,335	1,041,700	467,980	560,000	13,720
⑪	平成28年度～令和4年度	英彦山神宮参道修景整備事業	29,756	14,877	0	14,879	29,754	14,876	0	14,878	0	0	0	0	59,510	29,753	0	29,757
⑫	令和元年度～令和5年度	英彦山保存整備補助事業	5,750	0	0	5,750	49,916	0	0	49,916	52,416	0	0	52,416	108,082	0	0	108,082
⑬	平成25年度～令和4年度	歴史的風致維持向上計画推進事業	5,200	2,600	0	2,600	51,200	25,600	0	25,600	57,200	28,600	0	28,600	113,600	56,800	0	56,800
⑭	令和元年度～令和7年度	急傾斜地崩壊対策事業(榎田宮ノ前地区)	40,000	20,000	0	20,000	40,000	20,000	0	20,000	40,000	20,000	0	20,000	120,000	60,000	0	60,000
⑮	平成30年度～令和7年度	河川改修事業(小森川)	30,000	0	0	30,000	30,000	0	0	30,000	30,000	0	0	30,000	90,000	0	0	90,000
⑯	令和元年度～令和7年度	河川改修事業(新城川)	20,000	0	0	20,000	30,000	0	0	30,000	30,000	0	0	30,000	80,000	0	0	80,000

※ 「町負担」= 地方債 + 基金繰入金 + 当年度一般財源余剰金など

(事業費)から「国・県費補助金等を除いた額」=「町負担」となっており、地方債、基金、当年度一般財源余剰金などで対応することとなる。

※ 教育環境整備事業について、概算の全体事業費約57億円に対し補助金約12億円を見込んでいるが事業完了後の令和6年度歳入を想定  
令和5年度については、全額町負担とし、70%は過疎対策事業債、20%は他地方債を充当可能と想定し、残り10%を財政調整基金による対応を想定

※ 田川東部環境衛生施設組合最終処分場拡張工事については作成時点で金額未確定のため未計上

※⑭、⑮、⑯事業について、緊急自然災害防止対策事業債等が継続となれば地方債へ振り替えを行う。

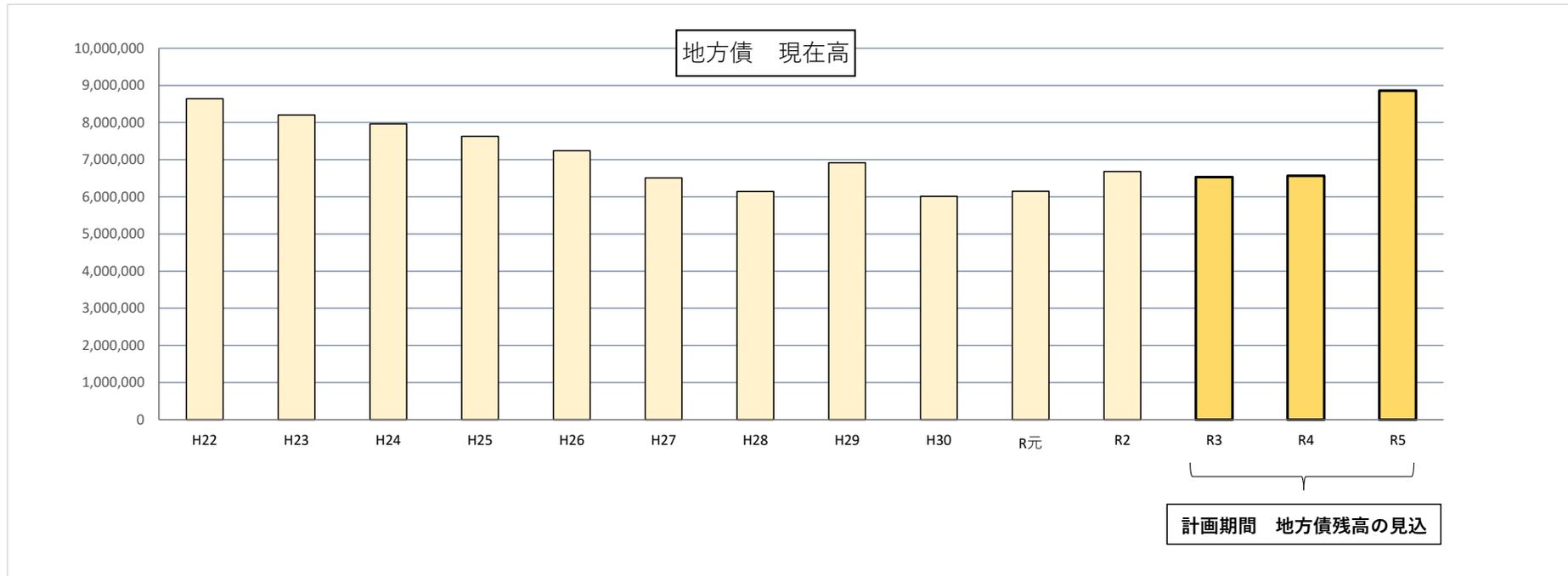
5 - (4) 地方債残高の推移見込

公営住宅建設事業や学校環境整備事業など将来への投資にあたる大型事業実施の場合、国県補助金等以外は町の負担が発生します。

その際、世代間負担公平の観点から地方債の借入にて資金を調達することがあります。

地方債は町の借金にあたりますが、計画期間中の大型事業などを加味すると地方債残高の推移見込は下記のとおりとなります。

(単位 千円)



(単位 千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
地方債現在高	8,644,004	8,204,664	7,966,401	7,630,464	7,242,754	6,509,086	6,143,724	6,918,088	6,012,406	6,149,981	6,682,429	6,532,333	6,566,895	8,859,728

※ 令和2年度以降は推計値。それ以外は決算数値となります。

※ 上記グラフは現状想定される内容を反映しているため、下記条件により大きく変動します。

- (緩和・悪化条件)
- ・事業費の増減(事業の見直し含む)
  - ・過疎対策事業債など地方債の充当率による増減

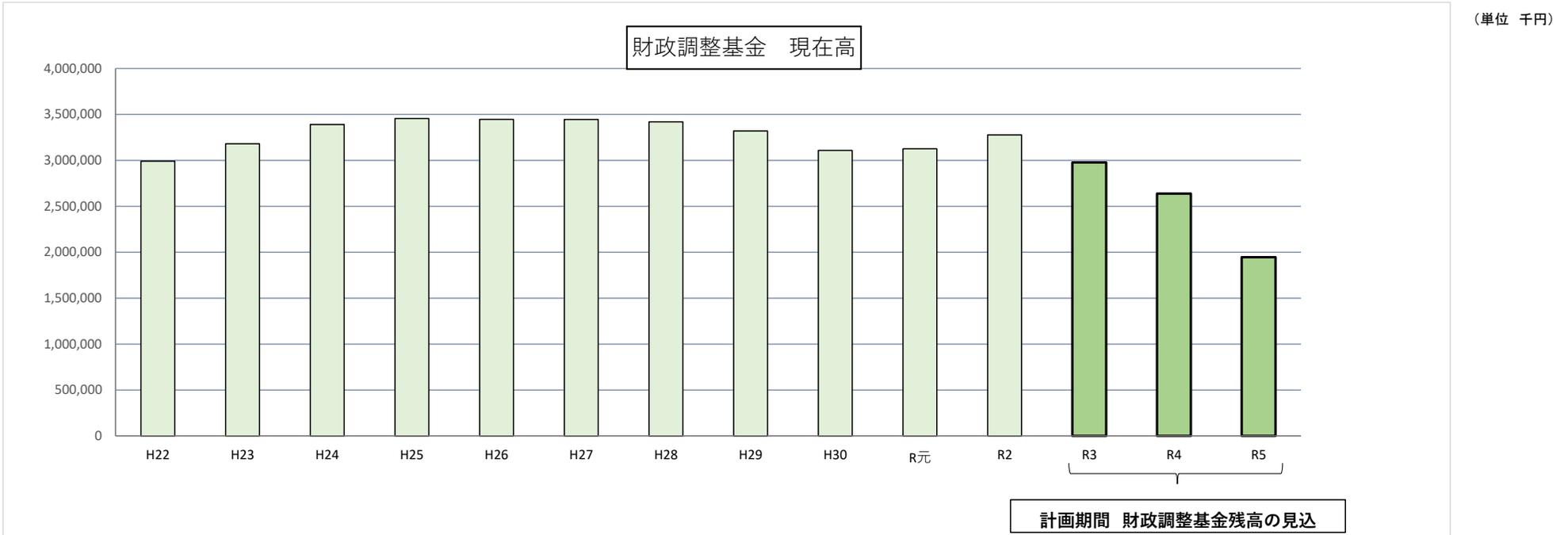
- ・国県庫補助金の増減
- ・緊急自然災害防止対策事業債、公共施設等整備事業債の事業継続

5 - (5) 財政調整基金残高の推移見込

災害発生など不測の事態に対応するために町の貯金にあたる財政調整基金を積み立てています。

年度内の歳出需要を当該年度の歳入で賄いきれない場合に、財政調整基金を取り崩し対応します。

地方交付税の減額や大型事業の町負担による年度間の収支不足を加味すると、一般会計における財政調整基金の推移見込は下記のとおりとなります。



(単位 千円)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
財政調整基金	2,991,087	3,180,187	3,390,040	3,455,022	3,445,854	3,445,020	3,418,991	3,319,835	3,108,018	3,125,833	3,276,833	2,976,981	2,637,970	1,945,542

※ 令和2年度以降は推計値。それ以外は決算数値となります。決算時における積立金については加味していません。

※ 上記グラフは財政調整基金の推移予測です。他に用途が決められている目的基金があります。

※ 上記グラフは現状想定される内容を反映しているため、下記条件により大きく変動します。(学校環境整備事業の補助金については事業完了予定の令和6年度に受入見込とします。)

- (緩和・悪化条件)
- ・事業費の増減(事業の見直し含む)
  - ・過疎対策事業債など地方債の充当率による増減
  - ・年度間収支の黒字化による積立

- ・国庫補助金の増減
- ・緊急自然災害防止対策事業債、公共施設等整備事業債の事業継続など国制度による影響
- ・年度間収支の推計以上の悪化による取崩

## 6 現状、将来に向けての課題

### ・地方交付税、町税収入等の減少

中期財政見通しにより、かなりの財源不足が予想されます。また、人口減少やコロナ禍に起因した予想を上回る交付税減額や税収入悪化など、歳入面における不確定な不安要素もあり、見通し以上の財源不足となる可能性が懸念されます。

### ・地方債残高および公債費の増加

公営住宅建設事業や予定される学校環境整備事業については、国庫補助金を除き多額の町負担が必要となります。それら財源は世代間公平の観点からも大半を地方債借入で賄う見込であるため、その償還額による影響で将来的に公債費は増加することとなります。

### ・基金残高の減少

歳出が歳入を上回る予算となった場合、大型事業に対し国県補助金や地方債など資金調達出来ない分について、大半は町の貯金にあたる財政調整基金を取り崩し対応します。多額の町負担が見込まれる学校環境整備事業完了後、現在と比較すると基金残高が大きく減少する見込みとなります。

加えて大型事業に対する多額の地方債償還が将来的に継続することになるため更なる基金残高減少が懸念されます。

### ・経常収支比率の見込み

歳出における義務的経費は地方債償還額減少により過去と比較し大きな増加は見られません。しかし歳入における経常的一般財源が減少しているため、経常収支比率は99%台と高い水準で推移しています。

予定される大型事業財源の多くを地方債借入で賄う予定であり、その償還により公債費は増加することとなり、増額傾向である人件費、扶助費を加味すると義務的経費は今後大きくなり経常収支比率は上がり続けることが予測されます。

経常的な歳入一般財源を増やすことは難しく、経常費用の財源不足を補うために基金残高が減少していく恐れがあるため、健全な財政運営のためには経常費用の大幅な削減など抜本的な対策が必要です。

## 7 円滑な財政運営、健全な財政状況の維持に向けて

歳入面では、歳入の構造により急激な収入増は難しいが、滞納解消の取り組みや施設使用料について適正な受益者負担を求めるなど検証を行い、3割にも満たない自主財源を増やすことで国や社会情勢の影響を受けづらい財政運営を目指します。

加えて健全で継続的な財政運営のために、人口減少に伴う税収入や地方交付税の減少、計画的な地方債の借入など歳入全般における将来推移を把握することが必要です。また、クラウドファンディングなど新しい財源確保にも努めます。

歳出面では、第6次総合計画を基盤としつつ、高齢化や人口減少に伴う扶助費の将来推移や人件費、公債費の増額を踏まえ将来における需要額を的確に把握し、後年度負担を考慮した計画的な財政運営を目指します。

また、社会情勢や政策的課題に対応する新事業を行う際には、既存事業を見直し優先的順位による取捨選択を行うビルド&スクラップの方針のもと、経常経費の増加を抑えつつ住民ニーズに対応していきます。

大型事業については、地方債や一般財源などの町負担を極力抑え、財政調整基金残高への影響を抑制します。

上記を踏まえ当面は下記内容について取り組みます。

### 【歳入】

#### 1. 税等の収納率向上

各種徴収金については、人口減少、高齢化等による課税客体の減少など悪条件の中ですが、財源確保のため徴収率向上に取り組みます。また、不作為による住民間の不平等を改善するため、悪質な滞納事例については法的手段により対応します。

#### 2. 受益者負担の見直し

料金設定、減免要件の見直しを改めて行い受益者負担が適正となるよう努めます。受益者が限定される事業については特に厳正な負担を求めます。

### 3. 地方債の発行制限

予定される大型事業による将来への影響を加味し、後年度負担の軽減を図るため事業抑制とともに、交付税措置の有無に限らず財源としての地方債の発行を抑制します。

### 4. 基金残高の維持

将来的な公債費の増加が見込まれるなか、災害やコロナ禍対応など不測の事態に対応しつつ安定的な財政運営を行えるよう、優先順位の低い事業の見直しを行うなど各年度における実質単年度収支の黒字化を目指し、基金残高の確保に努めます。

## 【歳 出】

### 1. 人件費

事務事業の見直し、策定される公共施設整備計画に基づく施設統廃合による費用削減を検証します。

### 2. 扶助費

住民福祉の向上を図るためには容易には削減は困難であるが、事業毎に内容の検証を行います。

### 3. 公債費

財源はほぼ一般財源となり財政調整基金の残高に影響を与えることから、地方債に頼った普通建設事業を抑制し将来の公債費増加を抑える必要があります。また必要に応じて地方債の繰上償還を実施します。

### 4. 物件費

公共施設等総合管理計画に基づく施設統廃合の検討による維持管理費抑制など事務事業の整理を行ったうえで、経常的経費の削減を目指します。

### 5. 維持補修費

福祉・観光・教育文化の各分野に公共施設が多く存在し、庁舎を含め老朽化による維持補修費が増大することが予測され、将来負担軽減を図るため公共施設等総合管理計画等を踏まえた施設整備を行います。また、非効率的な老朽化施設の処分を検討します。

#### 6. 補助費等

補助金の内容、対象者、補助率など総体的な見直しを行い、有効性のない補助金等の廃止を検討します。また、補助期間の期限を設け経過後の自立を促します。

#### 7. 普通建設事業費

将来への投資となる大型事業については町財政に大きな影響を与えるため、地方債に頼った資金調達を見直し、かつ事業効果の有効性の高い事業のみを行うなど、将来の健全な財政状況を保つために特に見直しが必要とされます。そのため、住民ニーズであってもその事業効果・必要性の厳格な審査を行います。

また、年度計画を策定し適正な年度配分等精査を行ったうえで、当初予算で計上するものとし緊急性のない限り補正予算対応しないものとしします。

### **(行財政改革に向けた取り組み)**

以上より、人口減少を勘案した将来に渡る歳入歳出推計を基に、コロナ禍や災害復旧など有事の財政需要に対応し得る持続可能な財政運営に必要な基金残高(財政調整基金における20～15億円)を維持するため、計画的、効果的な対策が必要とされます。

限られた財源の中で健全な財政状況を維持するため、令和2年度における添田町行政改革推進委員会の答申を受け今後進められる行財政改革のもと、「少子・高齢化に伴う人口減少に対応できる持続可能な行財政運営の基盤づくりと将来にわたり政策実現」を目指します。

令和3年度以降、具体的手法を検討し実行可能な改革から進めていきます。